

れない。

よって、「本件審査申立を棄却する。」との裁決を求める。

2 当委員会の判断

(1) 選挙の効力

ア 判断基準

公職選挙法第205条第1項は、「選挙の効力に関し異議の申出、審査の申立て又は訴訟の提起があった場合において、選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り、当該選挙管理委員会又は裁判所は、その選挙の全部又は一部の無効を決定し、裁決し又は判決をしなければならない」と規定しており、選挙の効力を争う争訟において選挙が無効とされるのは、当該選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反が当該選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られる。

「選挙の規定に違反することがあるとき」とは、「主として、選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反することがあるとき又は直接かような明文の規定は存在しないが選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるときを指すもの解する」（昭和27年12月4日最高裁判決）とされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいうもの」（昭和29年9月24日最高裁判決）とされている。

イ 判断

アのとおり、選挙が無効とされるのは、当該選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反が当該選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られている。しかし、申立人の主な主張は、日本国憲法が保障する「健康で文化的な生活」を営みながら立候補できない供託金没収及び不完全選挙公営は日本国憲法に違反するというものであり、具体的な選挙の規定の違反の主張は認められず、本件選挙が無効となる理由とは認められない。

(2) その他の請求

申立人は、その他の請求もしているが、公職選挙法第202条及び第206条の規定は、選挙の効力又は当選の効力を争う以外の争訟は認めていないと解されることから、これらの申立ては不適法である。

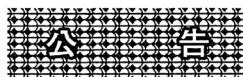
3 結論

以上のとおり、選挙の無効に関する申立人の主張はいずれも理由を欠くものであるので、これを容認することはできない。

よって、当委員会は主文のとおり裁決する。

令和8年5月15日

選挙管理委員会



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和8年5月21日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタ飯田店

飯田市鼎名古熊2469番地ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

ユニー株式会社

愛知県稲沢市天池五反田町1番地

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
ユニー株式会社	榊原 健	愛知県稲沢市天池五反田町1番地

有限会社山岸屋洋品店	山岸 靖夫	飯田市江戸浜町3645番地6
株式会社さが美	形部 幸裕	神奈川県横浜市戸塚区川上町87番地4
g f . S株式会社	青木 英司	岐阜県岐阜市金町六丁目21番地岐阜ステーションビル6F
有限会社ツノダ	角田 香保子	飯田市銀座四丁目1番地
株式会社吉川SHOU-TEN	吉川 宏	岡谷市銀座二丁目7番6号
株式会社アティック	吉川 美幸	飯田市鼎上山2956番地8
株式会社オリンピア	加藤 通浩	愛知県名古屋市中区平和一丁目6番1号
株式会社セリア	河合 映治	岐阜県大垣市外濑二丁目38番地
株式会社東京デリカ	木山 剛史	東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号
株式会社マツモトキヨシ甲信越販売	安藤 浩	長野市鶴賀緑町1393番地3
株式会社ライトオン	藤原 祐介	茨城県つくば市小野崎260-1
株式会社キタムラ	柳沢 啓	高知県高知市本町四丁目1番16号
株式会社ストライプインターナショナル	川部 将士	岡山県岡山市北区幸町2-8
株式会社ジーユー	柚木 治	山口県山口市佐山10717番地1
株式会社シ・シュ・ノン	鈴木 周二	愛知県名古屋市中区千種区星が丘元町16-11

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
ユニー株式会社	榎原 健	愛知県稲沢市天池五反田町1番地
有限会社山岸屋洋品店	山岸 靖夫	飯田市江戸浜町3645番地6
株式会社さが美	形部 幸裕	神奈川県横浜市戸塚区川上町87番地4
g f . S株式会社	青木 英司	岐阜県岐阜市金町六丁目21番地岐阜ステーションビル6F
有限会社ツノダ	角田 香保子	飯田市銀座四丁目1番地
株式会社吉川SHOU-TEN	吉川 宏	岡谷市銀座二丁目7番6号
株式会社アティック	吉川 公二	飯田市鼎上山2956番地8
株式会社オリンピア	加藤 通浩	愛知県名古屋市中区平和一丁目6番1号
株式会社セリア	河合 映治	岐阜県大垣市外濑二丁目38番地
株式会社東京デリカ	木山 剛史	東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号
株式会社マツモトキヨシ甲信越販売	安藤 浩	長野市鶴賀緑町1393番地3
株式会社ライトオン	大峯 伊索	東京都台東区元浅草二丁目6-6
株式会社ストライプインターナショナル	川部 将士	岡山県岡山市北区幸町2-8
株式会社ジーユー	黒瀬 友和	山口県山口市佐山10717番地1
株式会社シ・シュ・ノン	鈴木 周二	愛知県名古屋市中区千種区星が丘元町16-11

4 変更した年月日

令和7年4月1日ほか

5 届出年月日

令和8年3月12日

- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は南信州地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和8年5月21日から令和8年9月24日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は南信州地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和8年5月21日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンリツプラザ茅野
茅野市塚原一丁目2347番6ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社サンリツ
諏訪市湖岸通り二丁目3番45号
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社オギノ	荻野 寛二	山梨県甲府市徳行一丁目2-18
有限会社レディースランドココ	鈴木 芙二夫	岡谷市銀座1-1-5
株式会社タツミヤ	曲淵 恵美子	東京都八王子市暁町一丁目32-13
株式会社コックス	藤野 武美	静岡県浜松市鍛冶町320-23
有限会社美芳	江野 了少	山梨県中巨摩郡昭和町清水新居1220-1
株式会社ブルーグラス	野口 禎一郎	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
株式会社ムカイ	向井 正晴	静岡県静岡市中野新田125-1 第一ムカイビル2階
杉田 隆夫	-	岡谷市中央2-5-6
株式会社タカラブネ	新開 純也	京都府京都市久世郡久御山町佐山双栗37-1
有限会社フジモリ薬局	藤森 憲司	茅野市宮川4532
株式会社三貴	木村 和巨	東京都豊島区池袋3-4-3
株式会社たちばな	松本 秀幸	長野市大字南長野北石堂町1437
有限会社グリーンポートササヤ	瀬戸 正幸	茅野市ちの 3041番地20

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社オギノ	荻野 雄二	山梨県甲府市徳行一丁目2-18
株式会社タツミヤ	指田 努	東京都八王子市暁町一丁目32-13

株式会社ムカイ	向井 正太郎	静岡県静岡市駿河区中野新田125-1 第一ムカイビル 2階
株式会社大創産業	矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目4-14
株式会社たちばな	松本 亮治	長野市大字鶴賀2214-10
株式会社ハニーズホールディングス	江尻 英介	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1
有限会社ハイトスポーツ商会	吉川 郁子	茅野市玉川7199
株式会社みどりや	杉田 健一	岡谷市中央町2-4-6
齋藤 武司	-	山梨県中央市山之神1522-75
株式会社マツモトキヨシ甲信越販売	安藤 浩	長野市鶴賀緑町1393-3
クールカレアン株式会社	堀内 一夫	東京都品川区東品川4-12-6 品川シーサイドキャナルタワー 21階
有限会社大和屋	伊東 妙子	茅野市本町東2-20
矢崎 洋一郎	-	茅野市北山1415-2

4 変更した年月日

平成10年10月21日ほか

5 届出年月日

令和8年3月26日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は諏訪地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和8年5月21日から令和8年9月24日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は諏訪地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和8年5月21日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

綿半ホームエイド・オギノ諏訪店

諏訪市大字四賀字神宮寺道下通2163-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

綿半ホールディングス株式会社

飯田市北方1023番地1

株式会社オギノ

山梨県甲府市徳行一丁目2番18号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名称	住所
綿半J マート・オギノ諏訪店	諏訪市大字四賀字神宮寺道下通2163-1 ほか

(変更後)

名称	住所
綿半ホームエイド・オギノ諏訪店	諏訪市大字四賀字神宮寺道下通2163-1 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
綿半ホールディングス株式会社	野原 勇	東京都三鷹市野崎1-20-20
三菱UFJリース株式会社	白石 正	東京都千代田区丸の内1-5-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
綿半ホールディングス株式会社	野原 勇	飯田市北方1023番地1
株式会社オギノ	荻野 雄二	山梨県甲府市徳行一丁目2番18号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社綿半J マート	前澤 敏明	東京都新宿区四谷1-4
株式会社オギノ	荻野 寛二	山梨県甲府市徳行一丁目2番18号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社綿半ホームエイド	永岡 幸春	長野市南長池205
株式会社オギノ	荻野 雄二	山梨県甲府市徳行一丁目2番18号

4 変更した年月日

令和2年7月30日ほか

5 届出年月日

令和8年3月26日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は諏訪地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和8年5月21日から令和8年9月24日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は諏訪地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和8年5月21日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
あづみ野豊科ショッピングセンター
安曇野市豊科2637-4ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
生活協同組合コープながの
長野市篠ノ井御幣川668
ウエルシア薬局株式会社
東京都千代田区外神田二丁目2番15号
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
生活協同組合コープながの	丸山 辰明	長野市篠ノ井御幣川668
ウエルシア薬局株式会社	田中 純一	東京都千代田区外神田二丁目2番15号
株式会社マックハウス	石野 孝司	東京都杉並区梅里1-7-7
株式会社セリア	河合 映治	岐阜県大垣市外渕2-38

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
生活協同組合コープながの	丸山 辰明	長野市篠ノ井御幣川668
ウエルシア薬局株式会社	田中 純一	東京都千代田区外神田二丁目2番15号
株式会社ジーエット	石野 孝司	東京都杉並区梅里1-7-7
株式会社セリア	河合 映治	岐阜県大垣市外渕2-38

- 4 変更した年月日
令和7年10月2日
- 5 届出年月日
令和8年4月10日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和8年5月21日から令和8年9月24日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和8年5月21日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)松本PCT
松本市中央一丁目10番30号ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社やまきまちづくり研究所

東京都港区赤坂一丁目5番12号第二虎ノ門ビル8F

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名称	住所
株式会社パルコ松本店	松本市中央一丁目10番30号ほか

(変更後)

名称	住所
(仮称) 松本PCT	松本市中央一丁目10番30号ほか

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社良品計画	堂前 宣夫	東京都豊島区東池袋4-26-3
株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	白川 篤典	愛知県名古屋市中東区上社一丁目901番地
株式会社フィールズインターナショナル	大峯 伊索	兵庫県神戸市中央区港島中町6-8-1
株式会社サザビーリーグ	角田 良太	東京都渋谷区千駄ヶ谷2-11-1
株式会社ファイブ・フォックス	上田 稔夫	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-38-12
株式会社ヌーヴ・エイ	田代 寛	東京都港区西麻布2-24-11
株式会社マツヤマ	東條 実	東京都町田市原町田6-21-23
株式会社TSI	下地 毅	東京都港区赤坂8-5-27
株式会社FRONTIER	小野島 剛	長野市大字南長野北石堂町1444 プレイス石堂201
ゴディバジャパン株式会社	ジェローム・シュジャン	東京都港区六本木3-2-1
株式会社TMダイニング	大野 哲治	松本市安曇2619
合同会社PVHジャパン	ラジーブ・シャルマ	東京都千代田区内幸町2-1-6 日比谷パークフロント16F
株式会社マークスアンドウェブ	松山 剛己	東京都目黒区東山1-11-10
株式会社カイトックインターナショナル	赤木 政一	岡山県岡山市北区昭和町3-12
有限会社アルファイン	小幡 司朗	塩尻市大字洗馬2572
アニエスベージャパン株式会社	エチエンヌ・ブルゴア	東京都渋谷区神宮前2-22-16
小湊 英輝	-	飯山市大字豊田1172
有限会社フューチャーイン	小澤 宏	上田市小泉1934番地3
株式会社クー	草野 正志	東京都墨田区緑1-22-14
有限会社UTA5	池田 由利子	神奈川県川崎市多摩区中野島一丁目14番1号
株式会社ワコール	川西 啓介	京都府京都市南区吉祥院中島町29
株式会社ラブチャー	宮崎 雄司	長野市南千歳1-7-10
株式会社ouga	中村 彰一	東京都世田谷区大原1-23-15 三京ビル4階
ル・プレ株式会社	塚田 克好	埴科郡坂城町大字坂城6428番地
有限会社デイリーズ	横田 千里	東京都三鷹市下連雀4-15-33

株式会社四歩	宮崎 匠	東京都武蔵野市吉祥寺北町1-18-25
西牧 隆行	—	松本市大字里山辺3458番地2
株式会社宮坂総合寝装	宮坂 昇道	千曲市大字稲荷山2270
株式会社ジョイフル恵利	柳生 哲郎	東京都葛飾区高砂5-35-12
合同会社シャウティ	桑原 大吾	松本市浅間温泉3-5-10
株式会社好日山荘	松本 良一	兵庫県神戸市中央区浜辺通2-1-30
株式会社R1000	金子 一弘	福島県喜多方市字押切南2-11
株式会社エービーシー・マート	野口 実	東京都渋谷区神南1-11-5
合同会社山久商会	山下 公一	東京都千代田区丸の内1-11-1 パシフィックセンチュリープレイス丸の内13F
株式会社エクスプローラーズトキョー	尾関 修司	兵庫県神戸市中央区港島中町6-8-1
株式会社コード	渡利 欣司	東京都渋谷区神宮前4-23-3-301
株式会社テット・オム	内野 伸彦	東京都千代田区平河町1-6-8
株式会社ニコル	木野村 尚孝	東京都渋谷区東1-32-12 渋谷プロパティータワー3F
株式会社ムラサキスポーツ	金山 元一	東京都台東区上野7-14-5
株式会社メンズ・ビギ	清水 英幸	東京都渋谷区南平台町17-12
株式会社オーダースーツSADA	佐田 展隆	東京都千代田区岩本町2-12-5
有限会社西沢書店	柳澤 輝久	佐久市野沢262-8
株式会社ダッチカンパニー	山中 厚司	東京都大田区大森本町1-8-10-1401号
島村楽器株式会社	廣瀬 利明	東京都江戸川区平井6-37-3
株式会社ゾフ	上野 博史	東京都港区北青山3-6-1
株式会社アニメイト	藤樹 潤	東京都豊島区東池袋3-2-1
株式会社アニエラ	小林 諒	松本市宮田5-13
株式会社シナノ・ホールディングス	窪田 国典	長野市大字南長野南石堂町1423-4 南石堂A-1ビル
株式会社GRANUP	上野 綾介	千葉県松戸市松戸1307-1 松戸ビル6F

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ドン・キホーテ	鈴木 康介	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号

- 4 変更した年月日
令和7年2月28日
- 5 届出年月日
令和8年4月14日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和8年5月21日から令和8年9月24日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和8年5月21日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）松本PCT
松本市中央一丁目10番30号ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社やまきまちづくり研究所
東京都港区赤坂一丁目5番12号第二虎ノ門ビル8F
- 3 変更しようとする事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数
（変更前）

	位置	収容台数（台）
1	図15-1 駐車場詳細図（変更前）駐車場1	164
2	図15-1 駐車場詳細図（変更前）駐車場2	304
3	図15-1 駐車場詳細図（変更前）駐車場3	95
4	図15-1 駐車場詳細図（変更前）駐車場4	25
5	図15-1 駐車場詳細図（変更前）駐車場5	9
6	図15-1 駐車場詳細図（変更前）駐車場6	11
7	図15-1 駐車場詳細図（変更前）駐車場7	113
8	図15-1 駐車場詳細図（変更前）駐車場8	92
9	図15-1 駐車場詳細図（変更前）駐車場9	70
合計		883

（変更後）

	位置	収容台数（台）
1	図15-2 駐車場詳細図（変更後）駐車場1	180
2	図15-2 駐車場詳細図（変更後）駐車場2	304
3	図15-2 駐車場詳細図（変更後）駐車場3	108
4	図15-2 駐車場詳細図（変更後）駐車場4	25
5	図15-2 駐車場詳細図（変更後）駐車場5	15
6	図15-2 駐車場詳細図（変更後）駐車場6	23
7	図15-2 駐車場詳細図（変更後）駐車場7	108
8	図15-2 駐車場詳細図（変更後）駐車場8	120
合計		883

（注）位置は届出書添付の図面のとおり

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

開店時刻	閉店時刻
午前10時	午後9時

(変更前)

開店時刻	閉店時刻
午前9時	翌午前3時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

	時間帯
1	午前7時30分から午後11時まで
2	24時間
3	
4	
5	午前9時から午後9時まで
6	24時間
7	
8	午前8時から午後11時まで
9	午前7時30分から午後10時30分まで

(変更後)

	時間帯
1	午前7時30分から午後11時まで
2	24時間
3	
4	
5	午前9時から午後9時まで
6	24時間
7	午前8時から午後11時まで
8	午前7時30分から午後10時30分まで

(4) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	変更前	変更後
入口	10	8
出口	10	8
合計	20	16

(注) 位置は届出書添付の図面のとおりに

4 変更する年月日

令和8年6月30日

5 届出年月日

令和8年4月14日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和8年5月21日から令和8年9月24日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消しました。

令和8年5月21日

長野県知事 阿部 守一

1 免許の取消しをした年月日

令和8年5月13日

2 免許の取消しを受けた建築士の氏名及びその者の登録番号

上原 敦子

二級建築士 長野第12083号

3 免許の取消しの理由

建築士法第9条第1項第2号に該当するため（死亡による）

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

令和8年5月21日

長野県佐久建設事務所長 井出 圭一

1 (1) 指定番号 佐久第425号

(2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

(3) 指定の年月日 令和8年3月19日

(4) 指定道路の位置 小諸市大字市字北浦610-3

(5) 指定道路の延長 55.75メートル

(6) 指定道路の幅員 6.09メートル

2 (1) 指定番号 佐久第426号

(2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

(3) 指定の年月日 令和8年4月24日

(4) 指定道路の位置 佐久市岩村田字柳田3856-10

(5) 指定道路の延長 67.00メートル

(6) 指定道路の幅員 4.00メートル

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

令和8年5月21日

長野県諏訪建設事務所長 木下 英樹

1 指定番号 諏訪第1066号

2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

3 指定の年月日 令和8年2月10日

4 指定道路の位置 茅野市玉川字笹ツルネ 4818-6、4818-7、4818-8、4818-16、字笹ツル子4821-4、4821-15

- 5 指定道路の延長 86.75メートル
6 指定道路の幅員 4.32～6.12メートル

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

令和8年5月21日

長野県松本建設事務所長 下 倉 正 弘

- 1 指 定 番 号 松本第397号
2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
3 指定の年月日 令和8年2月12日
4 指定道路の位置 安曇野市三郷明盛10309-4
5 指定道路の延長 28.35メートル
6 指定道路の幅員 5.88メートル

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により指定した道路を、次のとおり廃止しました。

令和8年5月21日

長野県松本建設事務所長 下 倉 正 弘

- 1 (1) 廃止した指定道路の指定番号 松本第394号
(2) 廃止した指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
(3) 廃 止 年 月 日 令和8年1月29日
(4) 廃止した指定道路の位置 安曇野市三郷明盛1421-12、1422-1、1422-9、1423-1
(5) 廃止した指定道路の延長 73.33メートル
(6) 廃止した指定道路の幅員 4.88メートル
2 (1) 廃止した指定道路の指定番号 松本第395号
(2) 廃止した指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
(3) 廃 止 年 月 日 令和8年1月29日
(4) 廃止した指定道路の位置 安曇野市三郷温714-1、714-5の一部
(5) 廃止した指定道路の延長 61.55メートル
(6) 廃止した指定道路の幅員 4.88メートル
3 (1) 廃止した指定道路の指定番号 松本第396号
(2) 廃止した指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
(3) 廃 止 年 月 日 令和8年1月29日
(4) 廃止した指定道路の位置 安曇野市三郷明盛2016-1
(5) 廃止した指定道路の延長 42.49メートル
(6) 廃止した指定道路の幅員 6.00メートル

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により指定した道路を、次のとおり廃止しました。

令和8年5月21日

長野県長野建設事務所長 江 守 護

- 1 廃止した指定道路の指定番号 長野第718号
2 廃止した指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

3 廃止年月日	令和8年1月15日
4 廃止した指定道路の位置	千曲市大字八幡字寺裏3097-4
5 廃止した指定道路の延長	78.20メートル
6 廃止した指定道路の幅員	4.05メートル

建築住宅課

公告

建築基準法(昭和25年法律201号)第70条第2項の規定により建築協定区域隣接地として定めた土地の所有者から、同法第75条の2第2項の規定により当該建築協定に加わる意志の表示がありました。

令和8年5月21日

長野県佐久建設事務所長 井出圭一

- 建築協定の名称
旧軽井沢森地区建築協定
- 新たに建築協定区域となった土地の地名地番
北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字北散水476-1、477-1、字下森下834-6、834-35、字下森外887-8、887-9、887-33

建築住宅課

正 誤

令和8年5月7日付け公告「土地改良区役員の就退任の届出」中

ページ	行(箇所)	誤	正
7	3	北佐久郡立科町大字山部1325番地	北佐久郡立科町大字山部1325番地1
7	18	北佐久郡立科町大字茂田井2278番地	北佐久郡立科町大字藤沢450番地
7	下から16	北佐久郡立科町大字藤沢450番地	北佐久郡立科町大字山部101番地1

農地整備課